

甲賀市開発許可の基準等に関する条例に基づく都市計画法第 3 4 条

第 1 2 号区域の指定について

1. 趣旨

甲賀市には、甲賀都市計画区域、土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域の 3 つの都市計画区域があり、そのうち甲賀都市計画区域のみが線引きされ、市街化区域と市街化調整区域に分かれております。市街化調整区域につきましては、都市計画法第 7 条第 3 項において『市街化を抑制すべき区域』とされており、開発や建築が厳しく規制されています。

また、市内では平成 22 年の国勢調査より人口が減少に転じており、市街化調整区域の既存集落におきましては、市全体の平均以上に人口減少が進行し、集落の維持やコミュニティの希薄化といった問題が懸念されております。

そのため、市街化調整区域でも自己の居住の用に供する住宅を必要とする方であれば建築でき、既に平成 15 年度に指定している都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域の他に、新たに都市計画法第 3 4 条第 1 2 号区域を指定し、市街化調整区域の規制緩和を図ることを目的に、甲賀市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正しました。

今回、改正した条例に基づき、区域を指定するものです。

2. 指定区域（案）の概要

【新規】

都市計画法第 3 4 条第 1 2 号区域

- ・水口地域・・・ 70.9 ha
- ・甲南地域・・・ 58.9 ha
- ・甲賀地域・・・ 183.4 ha

合 計・・・ 313.2 ha

※参考

【平成 15 年度指定】

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域

- ・水口地域・・・ 314.2 ha
- ・甲南地域・・・ 309.7 ha
- ・甲賀地域・・・ 195.9 ha

合 計・・・ 819.8 ha

3. 指定区域（案）の縦覧結果

甲賀市開発許可の基準等に関する条例第7条第2項の規定において準用する、同条例第5条第2項の規定により縦覧を行った結果は以下のとおり。

- ・縦覧期間：平成29年1月17日～平成29年1月30日
- ・縦覧人数：4人
- ・意見書提出人数：0人

4. 条例改正及び区域指定のスケジュール

- | | | |
|--------|-----|-------------------|
| 平成28年度 | 12月 | 条例改正議決、条例施行 |
| | 1月 | 指定区域案公告縦覧 |
| | 2月 | 都市計画審議会区域意見聴取 |
| | 3月 | 都市計画法第34条第12号区域告示 |